

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会
共済委員会運営規程

(目的)

第1条 神奈川 W.Co 連合会は、共済運動の推進とワーカーズ・コレクティブ運動の推進を図ることを目的にこの規程を定める。

(共済委員会の構成メンバー)

第2条 ①神奈川 W.Co 連合会各部門会議メンバーから選出された共済委員
原則、各部門1名とする。
②神奈川 W.Co 連合会理事会から選出された担当理事
③オブザーバーとして、ワーカーズ・コレクティブ共済(株)から参加を認める

(共済委員会の役割)

第3条 ①W.Co 共済への理解と、加入者の拡大を図る。
②W.Co 共済加入者に対する福利厚生企画の検討と促進。
③W.Co の働く環境の整備を促し、健康増進を目指す活動。

(共済委員会の開催)

第4条 年間の計画に沿って開催する。
2) 必要に応じて臨時に開催することができる。

(委員の任期)

第5条 共済委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員長)

第6条 理事会より選出された担当理事を共済委員会委員長とする。

(委員長の役割)

第7条 共済委員会を招集する。

(事務局)

第8条 共済委員会は事務局を置くことができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会で行う。

2012年4月25日制定
2014年5月22日改定
2016年5月25日改定